

報道各位

新潟市財務企画課

令和6年能登半島地震義援金の配分について

令和6年能登半島地震義援金配分委員会を開催し、義援金の配分計画が決定されました。配分内容等は別紙のとおりです。

今後、新潟県受付分と本市受付分を合わせて配分します。

**【問合せ先】**

- 配分委員会に関すること  
新潟市財務部財務企画課 藤木  
TEL 025-226-2191(直通)
- 配分方法等に関すること  
新潟市財務部税制課 相崎  
TEL 025-226-1501(直通)

## 令和6年能登半島地震義援金の配分内容等について

R6.5.28 現在

区分		配分額			配分方法	配分時期	備考
		新潟県分	新潟市分	合計			
① 人的 被害	死亡	100万円	4万円	104万円	口座振込 (申請不要)	口座情報を確認した日から概 ね2週間後	口座情報の確認については個別に対 応します。
	重傷者	50万円	2万円	52万円			
② 住家 被害	全壊	100万円	4万円	104万円	口座振込 (口座情報の 届出が必要)	○5月21日までに被災者生 活再建支援金を申請し、口 座情報を義援金配分に用い ることについて同意済の方 ⇒新潟県より配分された日 から概ね2週間後 ○上記以外の方 ⇒その後、順次配分	○被災者生活再建支援金を申請し、 口座情報を義援金配分に用いるこ とについて同意済の方 ⇒今回手続き不要 ○上記以外の方 ⇒口座情報届出の案内文書を送付 し、口座情報を確認次第、振り 込みの手続きを行います。
	大規模半壊	75万円	3万円	78万円			
	中規模半壊	50万円	2万円	52万円			
	半壊	25万円	1万円	26万円			
	準半壊	10万円	—	10万円			
	一部損壊	2万円	—	2万円			

※人的被害は1人あたり、住家被害は1世帯あたりの額 ※新潟県から新潟市への配分日は5月30日(予定)

※対象被害…令和6年能登半島地震により被災した者(世帯)

①人的被害…死者、重傷者(地震により負傷し、1か月以上の治療を要する見込みの方)

※死者は、石川県内において亡くなられた新潟市民も対象とする。

②住家被害…「罹災証明」の被害区分に基づく対象世帯

※対象世帯は、発災当時に新潟市に居住していた世帯(建物所有者ではなく、居住世帯を対象)とする。